

一般社団法人日本獣医再生医療学会 倫理綱領

2019年7月21日理事会承認

(前文)

一般社団法人日本獣医再生医療学会（以下「日本獣医再生医療学会」という。）は、獣医界における再生医療の進歩、発展及び育成を図り、動物および人類の健康と福祉などの分野で社会に貢献することを使命とする。日本獣医再生医療学会会員（以下「会員」という。）は上記の目的を達成するため、以下に定める倫理綱領を遵守する。

(綱領)

1. 倫理性の確保

会員は、動物の再生医療及び細胞療法の実施に際して、第一に生命を尊重しなければならない。確立されていない再生医療又は細胞療法を臨床症例に対して実施する際は、「犬及び猫における再生医療及び細胞療法の安全性確保に関する指針」などを慎重に考慮して行わなければならない。また、臨床研究において利益相反が生じる場合は、適切に公表すること。

2. 有効性及び安全性の確保

会員は、動物の再生医療及び細胞療法の実施に際して、適切な実験により得られた科学的知見に基づき、安全性及び有効性が予測されるものに限ることに努める。

3. 法令等の遵守

会員は、動物の再生医療及び細胞療法の実施に際して、社会規範、法令、関係規則、および「犬及び猫における再生医療及び細胞療法の安全性確保に関する指針」などを遵守する。

4. 品質及び安全性の確保

会員が動物の再生医療及び細胞療法に用いる幹細胞及び免疫細胞等は、その品質と安全性の確保を最大限に努める。

5. インフォームド・コンセントの確保

会員が動物の再生医療及び細胞療法を実施する場合には、実施責任者である獣医師又は実施責任者の指示を受けた担当獣医師が、対象となる動物の飼育者へ文書によるインフォームド・コンセントを実施しなければならない。再生医療及び細胞療法に対しては、動物の飼育者が治療効果に過度の期待をする可能性があるため、治療法が研究的性格を有し、未だ確立されておらず、必ずしも期待される効果が得られない可能性があることを明示した上で、インフォームド・コンセントを行わなければならない。

6. 公衆衛生上の安全の配慮

会員が動物の再生医療及び細胞療法を実施する際には、公衆衛生上の安全に十分配慮する。

7. 情報の公開

会員は、動物の再生医療及び細胞療法の実施に際して、医療記録を作成して保管し、情報公開の請求が行われた際には適切かつ正確に公開しなければならない。

8. 個人情報の保護

ドナー又はレシピエントの飼育者等に関する個人情報は、匿名化した上で取り扱う。再生医療及び細胞療法を実施する獣医療機関は、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。また、結果の公表を行う場合、レシピエントとその飼育者に関する情報に十分配慮し、必要に応じて飼育者の同意を得てから公表する。当該治療及び臨床研究に関与した者は、退任後も含め知り得た情報を第三者に提供してはならない。

9. 公正な活動

会員は、動物の再生医療及び細胞療法に関する事項の立案、計画、申請、実施、報告などの過程において、真実に基づき、公正かつ誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正をなさず、加担しない。また動物の再生医療及び細胞療法に関わる問題に対しては、特定の権威・組織・利益によらない中立的・客観的な立場から討議し、責任をもって結論を導き実行する。会員は、不正行為を防止する公正な環境の整備・維持も重要な責務であることを自覚し、活動する環境の向上に積極的に取り組む。

10. 会員相互の協力と尊重など

会員は、他の会員と協力して互いの能力の向上に努め、専門活動上の批判には謙虚に耳を傾け、不公正な競争を避けて真摯な態度で接する。他者の知的成果など業績を正当に評価し、知的財産権を尊重する。また、非会員から協力を受ける場合にも、協力者の人権、人格を尊重し、安全、個人情報保護等に常に配慮する。

11. 共育

会員は、自己の専門知識と経験を生かして、将来を担う後進の指導・育成に努める。